

平成18年5月 10 日

社団法人 日本小児保健協会
会長 村上 睦美
同 予防接種・感染症委員会
委員長 加藤 達夫

麻疹および風疹の定期接種に関する見解ならびに要望書

日本小児保健協会は、わが国の小児保健に関する指導及び研究を行い、小児保健思想の普及をはかり、もって小児の健康を増進することを目的としています。その活動の一環として、安心して予防接種ができる体制の整備や普及に取り組んでおります。

貴職におかれまして本年度から麻しん風しん混合ワクチン(MRワクチン)を導入され、小児期の2回接種が定期接種として制度化されましたことは、麻疹および風疹対策を強化し、2012年までに国内での排除を達成するために極めて効果的な施策であると、当協会といたしましては高く評価しております。

しかし、その一方で、政令附則第2条によって「改正政令施行前に麻疹または風疹の予防接種を受けた者及び任意で当該予防接種を受けた者については定期予防接種の対象とならない」とされたことにより、定期予防接種により麻疹あるいは風疹に対して免疫を付与できない小児が残存することになりました。これは、今後の麻疹および風疹対策には大きな障壁となる可能性があります。

多くの関係者の努力で麻しんワクチン接種率向上に伴い、麻疹患者数は劇的に減少し、都道府県単位で患者発生なしの自治体が報告されるようになりました。しかし、最近茨城県下では小学生および中高生を中心に麻疹患者が発生しており、5月8日現在、当該地域で少なくとも64名の報告がなされています。発症患者の多くが麻しんワクチン既接種者でした。今後、更なる流行の拡大が懸念され、当該地域では麻しんワクチン未接種者および麻しん未罹患者などへの接種勧奨が強化されています。

今後の麻疹および風疹対策はMRワクチン接種が基本としつつ、国策として取り組んでいる麻疹および風疹対策の一翼を市町村が担い、地域での麻疹および風疹排除をめざしていくために、下記のような方策が実行できるよう早急に体制整備を行っていただけるよう強く要望いたします。

記

1. 2期接種を早急に開始する。

現行の2期接種は、1期定期予防接種が完了した児が、就学前1年に達した時点で可能となっているため、最も早い実施でも平成22年4月1日以降となっています。それまでの間、上記茨城県で報告されたような1回のみ接種を受けた児の間での流行は今後も各地で起こることが懸念されています。麻疹および風疹の排除をめざしていくためには、2期の定期接種対象者を「改正政令施行前に麻疹または風疹の予防接種を受けた者及び任意で当該予防接種を受けた者」へも拡大して早急に開始できることを強く要望いたします。

2. 1期接種もれ者に対する救済措置

24か月～就学前1年に達する日の前日までにある者で、他の疾患罹患などやむを得ない理由での1期接種もれ者に対して、感受性者の減少および接種機会の確保の観点からMRワクチンおよび麻疹・風疹単抗原ワクチン接種が実施できる体制の整備を望みます。市町村に対して法に基づかない接種であっても費用負担が可能である旨の技術的助言を行うなど、適切に対応されるよう要望いたします。

3. 2期接種もれ者に対する救済措置

就学後～90か月未満の児童で、他の疾患罹患などやむを得ない理由での2期接種もれ者に対して vaccine failure をできる限りなくすことおよび接種機会の確保の観点からMRワクチンおよび麻疹・風疹単抗原ワクチンが実施できる体制の整備を望みます。市町村に対して法に基づかない接種であっても費用負担が可能である旨の技術的助言を行うなど、適切に対応されるよう要望いたします。

以上